

## I 滋賀県障害者プラン策定の基本的な考え方

- ◆プランの位置づけおよび実施期間
  - 【位置づけ】
    - 障害者基本法に基づく障害者計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画、児童福祉法に基づく障害児福祉計画を一体的に定めるもの。
    - 障害者施策についての基本的方向を示し、実効性ある施策を総合的かつ計画的に推進し、障害福祉サービス等・障害児支援の整備目標と確保策について示すもの。
  - 【実施期間】
    - 令和3年度（2021年度）～令和8年度（2026年度）（6年間）
    - ※重点施策等については3年目に評価および必要に応じた見直しを行う。

## II 滋賀県が目指す共生社会

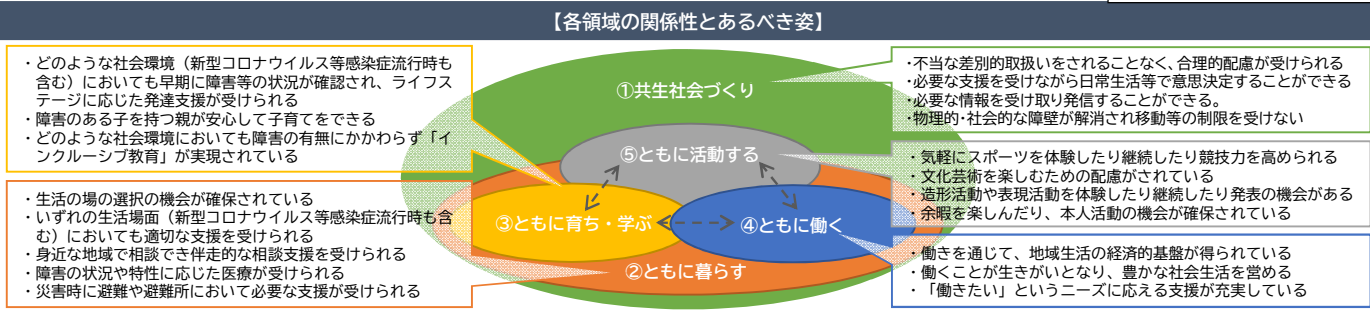
◆基本理念

「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現」  
 ～みんなとまちで生きる、みんなできいっしょに働く～  
 「人」と「まち」を起点を考える

◆基本目標

すべての人が基本的な人権を尊重され、地域でともに暮らし、  
 ともに育ち・学び、ともに働き、ともに活動する」  
 「そのらしく」「いつでも」「誰でも」「どこでも」「みんなで取り組む」の5つの視点から施策を進める  
 ※「いつでも」には災害時や新型コロナウイルス等の感染症流行時を含む

領域	□ 現状と課題 / ■ 基本的な施策の方向性
①共生社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害のある人が権利の主体であることの認識や障害の社会モデルなどの考え方の周知が十分ではない。</li> <li>意思決定支援や適切な行動のための意義や方法等が支援者や方法等が理解されていない状況がある。</li> <li>街における移動や施設利用、行政情報などの情報取得がしにくい場合がある。</li> <li>差別解消・虐待防止、県民の心のバリアフリーの取り組み推進、強化します。</li> <li>意思決定支援のための支援者の人材育成等の取組を強化します。</li> <li>意思疎通支援の充実やICTの活用による情報アクセシビリティを高めます。</li> <li>公共の交通機関等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化の取組を進めます。</li> </ul>
②ともに暮らす	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害の特性に応じた住まいの場の確保や生活にかかわる支援の質の向上や人材の確保・養成が十分ではない状況がある。</li> <li>身近で気軽に相談できる体制や福祉圏域での専門的な相談体制のさらなる充実が必要。</li> <li>障害の状況に応じたり、特性に配慮した診療体制のさらなる充実が必要。</li> <li>災害時に適切に避難できたり、避難所で必要な支援を受けられるための備えが十分ではない状況がある。</li> <li>住まいの場の確保や生活支援サービスの充実（体制整備、人材育成・確保）に努めます。</li> <li>包括的・専門的な相談支援体制整備の推進およびケアマネジメント体制の充実を図ります。</li> <li>福祉圏域での障害特性に応じた専門的な相談支援体制の充実を図ります。</li> <li>障害の状況に応じた専門的な医療の提供や障害の特性に配慮された診受診体制の整備を図ります。</li> <li>市町による災害時避難行動要支援者の把握と避難時の個別計画作成等の取組を促進します。</li> </ul>
③ともに育ち・学び	<ul style="list-style-type: none"> <li>発達支援のための早期発見・早期対応の取組や障害のある子どもを持つ親への子育て支援の充実が必要。</li> <li>重症心身障害や医療的ケアのある児童に対応できる児童発達支援サービスが不足している状況がある。</li> <li>就学前の就学に向けた引き継ぎや、就学後の学校と地域における支援事業者との更なる連携促進が必要。</li> <li>障害理解を深めるために、障害のある子どもとない子どもがともに過ごせる環境の充実が必要。</li> <li>ライフステージに応じた適切な支援が切れ目なく提供される体制の充実を促進します。</li> <li>障害の特性に応じた教育を受けられるよう教育環境や相談体制の充実を図ります。</li> <li>障害特性と教育的ニーズを把握して適切な指導と必要な支援を行い、インクルーシブ教育を推進します。</li> <li>発達障害や重症心身の障害のある児童等への支援体制整備と専門的な人材の養成を図ります。</li> </ul>
④ともに働く	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民や企業における障害のある人の一般就労についての理解が不十分な場合があり、法定雇用率を達成していない企業を中心に理解を進める必要がある。</li> <li>更なる一般就労の促進と中小企業での就労状況の把握が必要。</li> <li>法定雇用率の改定に対応した就業支援の充実、実習を受け入れてくれる企業の確保が必要。</li> <li>福祉・教育・就労の各機関の役割分担の明確化と連携を高める必要がある。</li> <li>企業で障害のある人が「働く」ことについての理解促進を図ります。</li> <li>中小企業を含めた企業での一般就労に向けた支援や福祉的就労の場の確保を図ります。</li> <li>教育・福祉・労働の各機関と企業の連携強化を図ります。</li> <li>就労に向けた・実習機会の確保、就業と生活を支えるための相談支援の充実を図ります。</li> </ul>
⑤ともに活動する	<ul style="list-style-type: none"> <li>気軽にスポーツや造形活動・表現活動を体験できる機会をさらに充足させる必要がある。</li> <li>読書や美術館を気軽にできるように図書館や美術館の利用しやすさを高める必要がある。</li> <li>本人活動を支えるとともに「アホ」の養成と活用による支援における当事者性を高める必要がある。</li> <li>スポーツを気軽に体験できる機会や活動を継続したり、競技力を高められる環境整備等を図ります。</li> <li>文化芸術施設や図書館等のバリアフリー化、演劇鑑賞や読書等のアクセシビリティの向上を図ります。</li> <li>余暇活動の機会、造形活動や表現活動を体験・継続できる環境確保と作品発表の機会の充実を図ります。</li> <li>本人活動・交流活動の支援を図るとともに、支援の当事者性を高める「アホ」等の活発化を図ります。</li> </ul>



## III 具体的な施策

施策項目	主な重点的取組	★は新たな取組	目標・指標
1.共生社会づくり (1) 差別をなくし権利が守られるために (2) 自ら選び自分らしく暮らしていくために (3) 情報アクセシビリティが向上し意思疎通支援が充実するために (4) 誰もが暮らしやすい「アホ」のまちづくりのために	(1)(a) 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の浸透と条例に基づく取組の実施 (1)(b) 成年後見制度の利用促進 ★ (2)(c) 障害福祉サービスの利用にあたっての意思決定支援の実施者の育成 ★ (3)(d) 手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の検討 ★		<ul style="list-style-type: none"> <li>差別解消に関する講座の実施回数 回/年 ★ (検討中)</li> <li>意思決定支援に関する研修の修了者数: ○○人(検討中) ★</li> </ul>
2.ともに暮らす (1) 地域での安心できる暮らしのために (2) 障害特性等に応じた支援の充実のために (3) 保健・医療の推進のために (4) 防災と防犯の推進のために (5) 障害福祉を支える人材の育成・確保のために	(1)(a) 住まいの場の確保のためのグループホームの整備促進 (1)(b) 障害者支援施設や精神科病院からの地域移行への促進 ★ (1)(c) 地域生活を支える相談支援体制充実に向けた相談支援専門員の養成および育成 ★ (1)(d) 障害福祉サービス事業者等における新型コロナウイルス等感染対策への支援 ★ (1)(e) 障害のある人が新型コロナウイルス等の感染により生活困難な状況になった場合の支援 ★ (1)(f) 新型コロナウイルス感染者や医療従事者等に対する心のケア ★ (2)(g) 医療的ケア児者、行動障害者、高次脳機能障害者、高齢障害者等障害特性に応じた地域支援基盤および相談支援体制等の充実 ★ (2)(h) 発達障害のある人への支援の拡充 ・ 家族への支援の充実 (2)(i) 高齢障害者への支援の充実 ・ 共生型サービスの普及 ★ (2)(j) ひきこもり状態にある人への支援の充実 ・ ひきこもり支援センターの強化 ・ 教育との連携強化 (3)(k) 精神障害がある人に関する保健・医療サービスの充実 ・ アルコール・薬物・ギャンブル・ネット依存症等への対策の充実 ★ (4)(l) 災害時要配慮者の避難支援 (5)(m) 障害福祉分野への多様な人材の参入促進 ★		<ul style="list-style-type: none"> <li>グループホームの定員確保 ○○人分(集計中)</li> <li>計画相談支援等に従事する相談支援専門員数: ○○○人(集計中) ★</li> <li>ペアレントメンターの確保人数: 50名 (令和5年度見込み) ★</li> </ul>
3.ともに育ち・学び (1) 健やかな育ちのために (2) 豊かな学びのために (3) 教育と福祉の一層の推進のために	(1)(a) 市町等における(医療的ケア児等支援のための)関係機関の協議の場の設置および「アホ」機能の確保 (2)(b) 小・中・高等学校における個別の指導計画・個別的教育支援計画の活用 (3)(c) 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所事業所等との関係構築の「場」の設置		<ul style="list-style-type: none"> <li>医療的ケア児者コーディネーター研修修了者を中心とした体制を整備</li> <li>小・中・高における個別の指導計画、個別的教育支援計画の作成率: 共に100%</li> </ul>
4.ともに働く (1) 企業で働く人や働きたい人への支援の充実のために (2) 福祉的就労の場での支援の充実のために (3) 障害特性に応じた就労支援のために (4) 教育・福祉・労働の連携による切れ目のない支援の充実	(1)(a) 雇用の場の確保 (1)(b) 就労が定着するための支援 ★ (2)(c) 就労支援技術向上および事業経営ノウハウ獲得等の支援 ★		<ul style="list-style-type: none"> <li>就労定着支援の利用者数: 151人</li> <li>平均月賃月額3万円以上の就労継続支援B型事業所の割合: 27% ★</li> </ul>
5.ともに活動する (1) 文化芸術やスポーツ活動を豊かにするために (2) 余暇活動や社会参加を豊かにするために (3) 本人活動や地域における交流活動を豊かにするために	(1)(a) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の開催へむけた環境整備等 (1)(b) 造形活動への参加促進と発表機会の拡充 (1)(c) 読書におけるバリアフリーの推進 ★ (3)(d) 本人活動の支援 ★		<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者スポーツ大会および読書活動の参加人数: ○人(検討中)</li> </ul>

# 主な重点的取組

## 1. 共生のまちづくり

<p>(1)(a) 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の浸透と条例に基づく取組の実施 <b>本編24ページ</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現という障害者差別解消法の理念・目的や、「障害の社会モデル」の考え方等について県民の理解を深めるため、周知・啓発等を行います。</li></ul>	<p>(1)(b) 成年後見制度の利用促進 <b>★ 本編27ページ</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>知的障害・精神障害などにより判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、成年後見制度の周知・啓発を行うとともに、地域の権利擁護支援体制のネットワーク構築を推進し、意思決定支援や成年後見制度の利用促進を進めます。</li><li>成年後見制度や意識決定支援等に関する市町等からの専門相談に応じるとともに、権利擁護や成年後見制度等の研修会の実施などを通じて、市町の取組を支援します。</li></ul>	<p>(2)(c) 障害福祉サービスの利用にあたっての意思決定支援の実施者の育成 <b>★ 本編28ページ</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>適切な情報提供や説明により障害当事者が自ら意思決定できるように、ケアマネジメントを担当する相談支援専門員が意思決定のための支援に必要な姿勢および知識、技術を獲得するための研修等を実施します。</li><li>障害福祉サービス事業所等において支援の提供を管理するサービス管理責任者・発達支援管理責任者等が意思決定のために必要な姿勢および知識、技術を獲得するための研修等を実施します。</li></ul>	<p>(3)(d) 手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の検討 <b>★ 本編28ページ</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討小委員会での議論を踏まえ、条例の制定に向けた検討を進めます。</li></ul>
--	---	--	---

## 2. ともに暮らす

<p>(1)(a) 住まいの場の確保のためのグループホームの整備促進 <b>本編35ページ</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>障害のある人が障害の程度に関わりなく身近な地域で自立し充実した生活を送ることができるよう、生活拠点となるグループホームの整備に当たった課題や実態を把握するとともに、その整備や運営に対して支援を行います。</li><li>障害のある人の重度化、高齢化に対応できるグループホームの拡充に向けて、日中サービス支援型共同生活援助の制度周知、施設整備の取組の促進を図ります。</li></ul>	<p>(1)(b) 障害者支援施設や精神科病院からの地域移行への促進 <b>本編36ページ</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>地域における障害者支援施設（入所施設）の役割や、入所者等の地域生活への移行促進のための具体的方策等について市町や関係機関とともに継続的に検討し、その結果に基づき特定の地域におけるモデル的な取組を通じて、全県的な取組につなげます。</li><li>現在の障害者支援施設（入所施設）の定員枠や新たに整備するグループホームなどの地域の支援を活用し、県外施設入所者の県内移行への促進等に努めます。</li></ul>	<p>(1)(c) 地域生活を支える相談支援体制充実に向けた相談支援専門員の養成および育成 <b>★ 本編39ページ</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>各地域において相談支援事業に従事する相談支援専門員の必要数を把握し、充足させるための養成研修（相談支援従事者初任者研修）の機会を確保します。</li><li>相談支援専門員のスキルを維持・向上させるための育成研修（相談支援従事者現任研修、相談支援従事者専門コース別研修）を実施します。</li><li>基幹相談支援センター等の機能を充実させるため、主任相談支援専門員を養成し、配置を促進します。</li></ul>	<p>(1)(d) 障害福祉サービス事業者等における新型コロナウイルス感染症対策への支援 <b>★ 本編41ページ</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>障害福祉サービス事業者等において、新型コロナウイルス等の感染症に適切に対応できるように定期的および随時の注意喚起を行います。</li><li>濃厚接触者等である障害のある人への在宅支援等を実施する事業者等が、可能な限り感染リスクを下げるために衛生用品の提供や感染予防等に関する必要なレクチャーの実施など支援者の感染予防対策を支援します。</li></ul>	<p>(1)(e) 障害のある人が新型コロナウイルス等の感染等により生活困難な状況になった場合の支援 <b>★ 本編41ページ</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>家族等が感染で入院等をするにより、在宅生活が困難になった障害のある人に対し、在宅生活が継続するための適切な支援が提供できるための仕組みの構築を図ります。</li></ul>	<p>(1)(f) 新型コロナウイルス感染者や医療従事者等に対する心のケア <b>★ 本編41ページ</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>新型コロナウイルス感染症により、こころに不安をかかえた感染者とその家族、医療従事者等に対して、電話や面接、訪問等を行い、専門職によるこころのケアを実施します。</li><li>医療機関やクラスターが発生した施設に対して、訪問等により施設支援を行います。</li></ul>
<p>(2)(g) 医療的ケア児者、行動障害者、高次脳機能障害者、高齢障害者等障害特性に応じた地域支援基盤および相談支援体制等の充実 <b>★ 本編44、50ページ</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>重症心身障害者を受入れる入所施設、通所事業所およびグループホームに対し、市町と共同して支援を実施することにより、重症心身障害者が地域生活を継続できる地域基盤の充実を図ります。</li><li>強度行動障害者を受入れる通所事業所およびグループホームに対し、市町と共同して行動障害の要因となる障害特性に応じた支援を実施するための人材配置、環境整備のための支援を実施することにより、強度行動障害者が地域生活を継続できる地域基盤の充実を図ります。</li><li>高次脳機能障害支援センター各福祉圏域における支援のためのネットワークづくりを進めることにより、身近な地域での相談支援や日中活動の場の充実を図ります。</li></ul>	<p>(2)(h) 発達障害のある人への支援の拡充 ・家族への支援の充実 <b>本編46ページ</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>乳幼児期の早期発見・早期支援のためのアセスメントツールの活用支援や環境整備など、市町における取組を支援します。</li><li>家族支援を通して家庭における支援力の向上および孤立防止のため、市町における家族支援事業の推進を図るとともに、県によるペアレントメンターの活動支援等の充実を図ります。</li></ul>	<p>(2)(i) 高齢障害者支援への支援の充実 ・共生型サービスの普及 <b>★ 本編51ページ</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>障害のある人が高齢になっても通いやすい事業所を利用できる、また子どもや高齢者、障害者に属性にかかわらずない支援を提供できる共生型サービスについて、制度の普及を進め、必要に応じた整備を促進します。</li></ul>	<p>(2)(j) ひきこもり状態にある人への支援の充実 ・ひきこもり支援センターの強化 <b>本編52ページ</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>ひきこもり支援における課題整理や解決に向けた方策の検討等、多角的に協議できる場づくりに取り組みます。</li><li>市町におけるひきこもり相談窓口の明確化と周知を図るとともに、医療・法律・福祉・教育・就労等の多職種からなる専門家チームを設置し、市町等に対する専門的助言等を行う機能の強化を図ります。</li><li>市町や保健所等でひきこもり支援業務に従事する職員を対象に研修会を開催するなど人材育成を行います。</li></ul>	<p>・教育との連携強化 <b>本編53ページ</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>不登校の児童生徒がひきこもりとなるケースがあることから、ひきこもりの防止策として、学校と地域支援機関の連携のもと、切れ目のない支援に取り組んでまいりましたが、この取組を更に進め。県と市町、福祉と教育の間の情報共有等の仕組みを整えます。</li></ul>	
<p>(3)(k) 精神障害がある人に関する保健・医療サービスの充実 ・アルコール・薬物・ギャンブル・ネット依存症等への依存症対策の充実 <b>★ 本編55ページ</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>アルコール依存症については、発症予防から進行予防、再発予防と切れ目なく取り組むために、県立精神医療センターがアルコール健康障害の専門医療機関・依存症治療拠点機関として核となり、地域の医療機関におけるアルコール診療技術の向上や連携体制の構築に取り組みます。</li><li>薬物依存症・ギャンブル等依存症に対する専門医療機関や依存症治療拠点機関、相談拠点の機能強化を図ります。</li><li>ギャンブル等依存症については、ギャンブル等依存症対策推進基本計画（仮称）の策定に向け、検討を進めます。</li><li>ネット依存・ゲーム障害については、精神保健福祉センターや保健所等で相談対応や本人・家族支援を行うとともに、講演会や公開講座を開催するなど、相談・支援に従事する人材の育成や県民への普及啓発に努めます。</li></ul>	<p>(4)(l) 災害時要配慮者の避難支援 <b>本編60ページ</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>避難行動要支援者となる障害のある人に、災害時の避難行動について実効性のある個別計画が策定されるよう市町の取組を支援します。</li><li>高齢者や障害のある人等の要配慮者に対し、災害時に速やかに安否確認や避難ができる体制づくりを進めます。</li><li>どこの地域にどのような医療的ケア児がおられるか把握し円滑かつ確実に支援できる体制の構築を図ります。</li></ul>	<p>(5)(m) 障害福祉分野への多様な人材の参入促進 <b>★ 本編64ページ</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>介護負担の軽減や業務効率化に向けた介護ロボットの導入等への支援や賃金改善に向けた取組の促進等により、職場環境改善への支援を進め、職場定着を促します。</li><li>事業所内の新任職員の相談体制の充実や職場を超えたコミュニケーションの活性化を通じて若手職員の資質向上と職場定着を促進します。</li><li>現任職員の職業生活上の相談対応や事業所内研修の講師派遣等を実施し、働きやすい環境の整備や現場での課題解決力の向上を図ります。</li></ul>			

## 3. ともに育ち・学ぶ

<p>(1)(a) 市町等における医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネート機能の確保 <b>本編68ページ</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>重症心身障害児や医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、各市町または各福祉圏域に協議の場の設置を促進します。</li><li>医療的ケア児等の家庭からの相談等に適切に対応できる相談支援体制を整備するために必要な人材を養成するための研修（医療的ケア児等コーディネーター養成研修）を実施します。</li><li>各市町または各福祉圏域に医療的ケア児等に関するコーディネーター養成研修を修了した者を中心とした、医療的ケア児等の家庭からの相談等に適切に対応できる相談支援体制の整備を図ります。</li></ul>	<p>(b) 小・中・高等学校における個別の指導計画・個別的教育支援計画の活用 <b>★ 本編71ページ</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>障害のある子どもの教育的ニーズに応じて、就学前から高等学校段階まで切れ目のない指導・支援を行うため、学校間での円滑な引継ぎを進めます。</li><li>小・中・高等学校における個別の指導計画および個別的教育支援計画の作成と利活用を一層進めます。</li><li>ライフステージを移行する際の支援情報の円滑な引き継ぎを行うため、個別の指導計画・個別的教育支援計画を活用した支援の充実と、各段階における教育の支援体制の整備に取り組むとともに、関係機関との情報交換を行うことで、教育と関係機関がライフステージを見通した支援の連携を図ります。</li></ul>	<p>(c) 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所事業所等との関係構築の「場」の設置 <b>★ 本編78ページ</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>地域における障害のある子どもの支援を充実するために、滋賀県障害者自立支援協議会等の機能を活用し、学校と障害児通所支援事業所等との関係を構築するための機会の促進を図ります。</li></ul>
---	--	--

## 4. ともに動く

<p>(a) 雇用の場の確保 <b>本編81ページ</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>働き・暮らし応援センターを中心とした一般企業における職場開拓を継続して実施します。</li><li>また、社会就労事業振興センター等により就労継続支援事業者等による職場開拓を支援します。</li><li>県においては、身体障害、知的障害または精神障害のある人を対象とした県職員採用試験等を実施しており、今後とも公的機関としての責務から、障害のある人の雇用に努めます。</li></ul>	<p>(1)(b) 就労が定着するための支援 <b>★ 本編83ページ</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>福祉施設等からの就労移行後の就業が継続するよう、生活面の支援等を一定期間行う就労定着支援事業の普及に努めます。</li><li>障害のある人が働き続けられるよう、ジョブコーチやリワーク支援、就業する際などに利用できる各種助成金制度等について、積極的な周知に努めます。</li><li>職場への定着状況等に関する調査を実施するとともに、関係機関において効果的な定着支援の実施に関する検討を行います。</li></ul>	<p>(2)(c) 就労支援技術向上および事業経営ノウハウ獲得等の支援 <b>★ 本編85ページ</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>就労支援事業所や地域活動支援センターで働く障害のある人の就労収入の向上を図るため、事業所職員の経営や指導訓練にかかるスキルの向上を図ります。</li><li>農作業に取り組む就労支援事業所に、技術的な助言を行うアドバイザーを派遣し、就労収入の向上を図ります。</li><li>事業所製品等の販路および職域の拡大、業務の受注能力の向上、情報発信の強化などによる社会的認知の向上等、「仕事おこし」の取組を支援します。</li></ul>
---	--	---

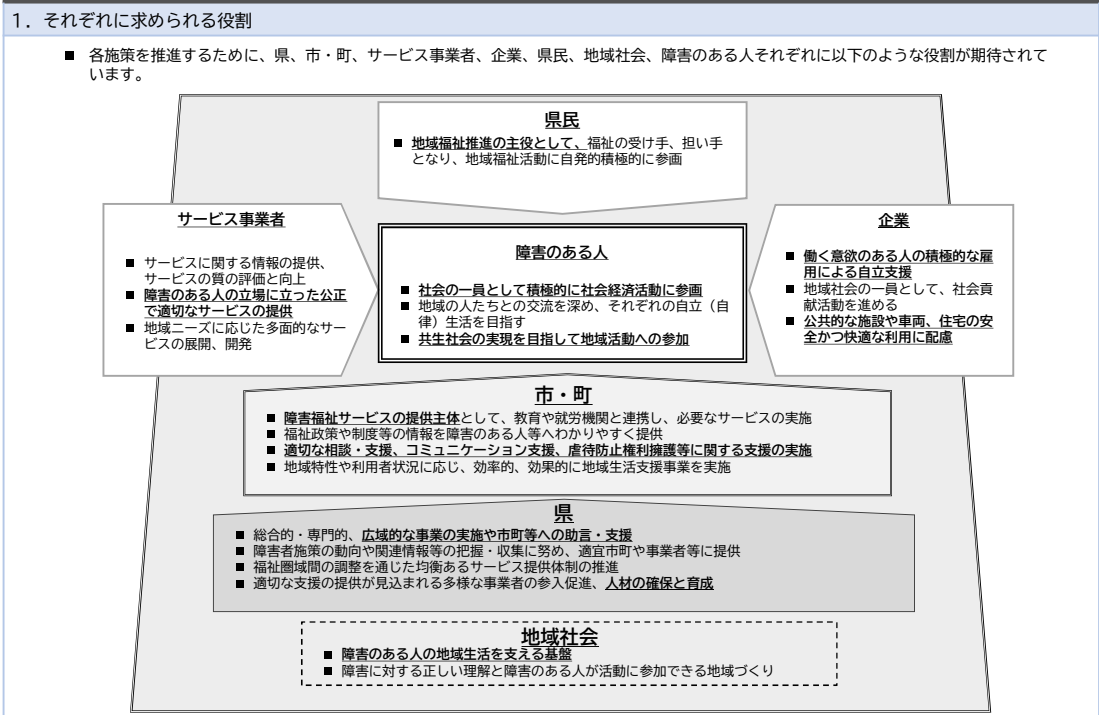
## 5. ともに活動する

<p>(1)(a) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の開催へむけた環境整備等 <b>本編89ページ</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>令和7年に本県において開催する第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会を契機として、障害のある人が主体的に大会に参加することや、障害の程度に関わらず日常的にスポーツに親しむ環境を整えることで自己実現の機会を広げるとともに、障害のある人もない人もみんなでスポーツを楽しむことを通じて、人と人との絆を育み、障害への理解を深め、共にささえ合う社会を築きます。</li></ul>	<p>(1)(b) 造形活動への参加促進と発表機会の拡充 <b>本編91ページ</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>障害のある人による造形活動のすそ野を広げるため、県内の障害のある人の造形作品を公募し、展示する「ひがっ10アート展」について、より多くの障害のある人が応募できるよう広報の充実を図り、作品発表の機会を提供します。また、障害のある人が作品公募展等へ容易に応募できるよう、誰もが理解しやすい要綱を作成するなどの合理的配慮を促進します。</li><li>障害のある人と一般のアーティストの作品の並列展示など、障害のある人の可能性や魅力を伝える取組や県内障害福祉サービス事業所等における造形活動に対する支援を促進します。</li></ul>	<p>(1)(c) 読書におけるバリアフリーの推進 <b>★ 本編92ページ</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>「読書バリアフリー法」に基づき、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍について視覚による表現の認識が困難な人の読書環境を整備するために、必要な取組を検討し実施します。</li></ul>	<p>(3)(d) 障害当事者による本人活動の支援 <b>本編94ページ</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>障害のある人自身が運営する会議やイベントなどの本人活動を支援し、多様な社会体験をすることによる自己実現や、社会への参画をさらに促進します。</li><li>同じ障害のある人による支援活動（ピアサポート）を促進します。</li></ul>
--	---	--	---

# Ⅰ 具体的な施策（施策項目詳細版）

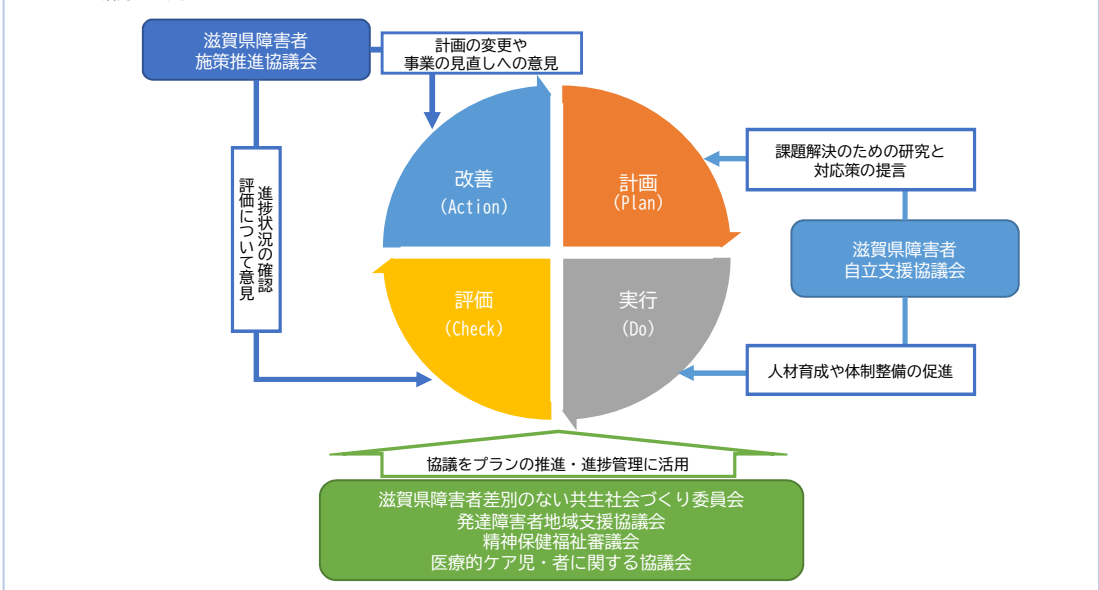
<h2>1. 共生のまちづくり</h2> <p>(1)差別をなくし権利が守られるために</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 障害者差別の解消と障害者理解の促進(主な重点的取組(a))</li> <li>② 権利擁護の推進(主な重点的取組(b))</li> <li>③ 障害者虐待防止の取組強化</li> </ul> <p>(2)自ら選び自分らしく暮らしていくために</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 意思決定支援の推進(主な重点的取組(c))</li> <li>② 県の政策決定過程における障害当事者の参画</li> </ul> <p>(3)情報アクセシビリティが向上し意思疎通支援が充実するために</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 県と市町の連携による意思疎通支援の充実(主な重点的取組(d))</li> <li>② 障害のある人に配慮した行政情報の提供</li> <li>③ 選挙等における配慮等</li> <li>④ ICT利用の推進とICTを活用した生活・就労の促進</li> <li>⑤ 災害時における支援等の充実</li> <li>⑥ スポーツイベント等における意思疎通支援の充実</li> <li>⑦ 芸術鑑賞等におけるアクセシビリティの充実</li> </ul> <p>(4)誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりのために</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 公共施設等のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化</li> <li>② 交通におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化</li> <li>③ 住宅のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化</li> <li>④ 障害のある人に配慮した製品の開発促進</li> </ul>	<h2>3. ともに育ち・学ぶ</h2> <p>(1)健やかな育ちのために</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域における発達支援体制の強化</li> <li>② 重症心身障害児や医療的ケア児、聴覚児に対する支援体制の強化(主な重点的取組(a))</li> <li>③ ライフステージに応じた切れ目のない支援の強化</li> <li>④ 障害児入所施設における家庭に近い暮らしと地域生活への移行支援の提供</li> </ul> <p>(2)豊かな学びのために～インクルーシブ教育システムの構築の推進～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 切れ目のない指導・支援(主な重点的取組(b))</li> <li>② 社会的・職業的自立の実現</li> <li>③ 障害のある子どもの学びの場における指導の充実</li> <li>④ 教員の指導力や専門性の向上</li> <li>⑤ 教育環境の充実</li> <li>⑥ 教育における連携(役割分担)の推進</li> <li>⑦ 適切な就学相談の推進</li> <li>⑧ 学校や地域における交流や学習の推進</li> </ul> <p>(3)教育と福祉の一層の推進のために</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 教育と福祉の連携推進(主な重点的取組(c))</li> <li>② 保護者支援の推進</li> </ul>
<h2>2. ともに暮らす</h2> <p>(1)地域での安心できる暮らしのために</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域における住まいの場の確保(主な重点的取組(a))</li> <li>② 障害者支援施設や精神科病院からの地域移行を促進し地域で暮らし続けるための支援の充実(主な重点的取組(b))</li> <li>③ 地域生活を支える相談支援体制の充実(主な重点的取組(c))</li> <li>④ 新型コロナウイルス等感染症への対策について(主な重点的取組(d)(e)(f))</li> <li>⑤ サービスの質の確保と向上に向けた取組</li> </ul> <p>(2)障害特性等に応じた支援の充実のために(主な重点的取組(g))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 重度心身障害児者および医療的ケア児者への支援の充実(主な重点的取組(g))</li> <li>② 行動障害のある人への支援の充実(主な重点的取組(g))</li> <li>③ 発達障害のある人への支援の充実(主な重点的取組(h))</li> <li>④ 精神障害のある人への支援の充実(精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築)</li> <li>⑤ 高次脳機能障害のある人への支援の充実(主な重点的取組(g))</li> <li>⑥ 盲ろう者への支援の充実の充実</li> <li>⑦ 高齢障害者への支援の充実(主な重点的取組(g)(i))</li> <li>⑧ 難病患者への支援の充実</li> <li>⑨ ひきこもり状態にある人への支援の充実(主な重点的取組(j))</li> <li>⑩ 矯正施設等を退所する人への支援の充実</li> </ul>	<h2>4. ともに働く</h2> <p>(1)企業で働く人や働きたい人への支援の充実のために</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 障害理解の促進と差別の解消</li> <li>② 雇用の場の確保および拡大(主な重点的取組(a))</li> <li>③ 就労移行支援と職場定着支援の充実(主な重点的取組(b))</li> </ul> <p>(2)福祉的就労の場での支援の充実のために</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 就労移行支援、就労継続支援等を行う施設の整備促進</li> <li>② 就労収入の向上(主な重点的取組(c))</li> <li>③ 多様な働き場の確保</li> </ul> <p>(3)障害特性に応じた就労支援のために</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 知的障害のある人の職域の拡大</li> <li>② 発達障害のある人に対する就労支援</li> <li>③ 精神障害のある人への就労支援</li> <li>④ 高次脳機能障害のある人に対する就労支援</li> <li>⑤ 難病患者に対する就労支援</li> </ul> <p>(4)教育・福祉・労働の連携による切れ目のない支援の充実のために</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 働き・暮らし応援センターをはじめとする就労・生活支援ネットワークの充実</li> <li>② 部局や分野を超えた連携の推進</li> <li>③ 働く障害者の健康管理</li> </ul>
<h2>3. 保健・医療の推進のために</h2> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 障害の状況に応じた専門的な医療の提供と障害の特性に配慮された診療体制の充実(主な重点的取組(k))</li> <li>② 医療費負担の軽減</li> <li>③ 地域リハビリテーション体制の充実</li> </ul> <p>(4)防災と防犯の推進のために</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 防災体制の充実(主な重点的取組(l))</li> <li>② 防犯体制の充実</li> </ul> <p>(5)障害福祉を支える人材の育成・確保のために</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① サービスの提供に関わる従事者への研修を通じた実践者の育成</li> <li>② 滋賀県介護・福祉人材センター等による人材の確保、育成、定着の一体的な推進(主な重点的取組(m))</li> <li>③ リハビリテーション提供体制充実のための専門職員の確保・育成</li> </ul>	<h2>5. ともに活動する</h2> <p>(1)文化芸術やスポーツ活動を豊かにするために</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 障害のある人のスポーツの推進(主な重点的取組(a))</li> <li>② 障害のある人の文化・芸術活動の推進(主な重点的取組(b))</li> <li>③ 障害のある人の読書活動の推進(主な重点的取組(c))</li> </ul> <p>(2)余暇活動や社会参加を豊かにするために</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域における余暇活動の機会の充実</li> <li>② 社会参加の促進</li> </ul> <p>(3)本人活動や地域における交流活動を豊かにするために</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 障害のある人の本人活動や交流への支援(主な重点的取組(d))</li> </ul>

# Ⅱ 施策の推進体制と進捗管理



## 2. PDCAサイクルによる推進体制と進捗管理

- 計画期間における成果目標や事業量見込み等の活動指標を定め、計画(Plan)-実施(Do)-評価(Check)-改善(Action)というマネジメントサイクルに基づき、年度ごとに計画の進捗状況や施策の実施状況を進行管理します。
- 評価や計画の見直し、次年度の取組については、滋賀県障害者施策推進協議会の意見を聴きます。評価結果については公表します。
- 評価結果を踏まえて、次年度以降のさらなる計画の推進を図ります。
- 制度改正や新たな課題への対応等、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直しを行います。
- 滋賀県障害者自立支援協議会の各分会機能を活用し、プランの実効性を高めます。
- 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会や発達障害者地域支援協議会等における意見についてもプランの推進および進捗管理に活用します。



1. 共生のまちづくり

- (1) 差別をなくし権利が護られるために
  - ① 障害者差別の解消と障害者理解の促進
    - (ア) 障害者差別解消法の周知、「障害の社会モデル」の啓発【重点的取組】
    - (イ) 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の浸透と条例に基づく取組の実施【重点的取組】
    - (ウ) 差別解消のためのネットワーク構築【重点的取組】
    - (エ) 障害の理解の推進
    - (オ) 地域住民の参加による地域支え合い・助け合い活動の推進
    - (カ) 糸賀思想の普及啓発の推進
    - (キ) アール・ブリュット作品を通じた理解の促進
    - (ク) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会を通じた理解の促進
  - ② 権利擁護の推進
    - (ア) 身体障害者・知的障害者相談員の能力向上と連携の促進
    - (イ) 「滋賀県権利擁護センター」「障害者110番」による各種支援の推進
    - (ウ) 「地域福祉権利擁護事業」の推進
    - (エ) 成年後見制度の利用促進
  - ③ 障害者虐待防止の取組強化
    - (ア) 虐待防止システムの構築
    - (イ) 障害者虐待を防止するための施設従事者や市町関係者の人材育成と資質向上

- (2) 自ら選び自分らしく暮らしていくために
  - ① 意思決定支援の推進
    - (ア) 権利の主体としての意識啓発
    - (イ) 障害福祉サービスの利用にあたっての意思決定支援の実施者の育成【重点的取組】
  - ② 県の政策決定過程における障害当事者の参画

- (3) 情報アクセシビリティが向上し意思疎通支援が充実するために
  - ① 県と市町の連携による意思疎通支援の充実
    - (ア) 手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の検討【重点的取組】
    - (イ) 手話通訳者等の人材確保
    - (ウ) 専門性の高い手話通訳者等の派遣
    - (エ) 筆談の拡大
    - (オ) 視覚障害のある人に対する情報提供支援
    - (カ) 盲ろう者への意思疎通支援の提供
  - ② 障害のある人に配慮した行政情報の提供
  - ③ 選挙等における配慮等
  - ④ ICT利用の推進とICTを活用した生活・就労の促進
    - (ア) パソコンボランティアの養成・派遣
    - (イ) ITサロンの設置
    - (ウ) 視覚障害IT講習会等の実施
    - (エ) 先進技術の活用
  - ⑤ 災害時における支援等の充実
  - ⑥ スポーツイベント等における意思疎通支援の充実
  - ⑦ 芸術鑑賞等におけるアクセシビリティの充実

- (4) 誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりのために
  - ① 公共施設等のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化
    - (ア) 公共施設等のユニバーサルデザイン化の促進
    - (イ) ユニバーサルデザインによる県立施設整備の推進
    - (ウ) スポーツ施設のバリアフリー化促進
    - (エ) 自治ハウス（集会所）のバリアフリー化促進
    - (オ) 公園・水辺空間の整備
    - (カ) 農村地域の生活環境整備
  - ② 交通におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化
    - (ア) 特定道路におけるバリアフリー化の促進
    - (イ) 交通安全施設等のユニバーサルデザイン化の促進
    - (ウ) 障害のある人の運転免許取得への支援
    - (エ) 運転者教育の促進
    - (オ) パーキングパーミット制度の実施
  - ③ 住宅のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化
    - (ア) 公営住宅のバリアフリー化の推進
    - (イ) 民間住宅のバリアフリー化促進
  - ④ 障害のある人に配慮した製品の開発促進

- (1) 地域での安心できる暮らしのために
  - ① 地域における住まいの場の確保
    - (ア) グループホームの整備促進【重点的取組】
    - (イ) 県営住宅への入居および活用
    - (ウ) 民間賃貸住宅への入居支援
  - ② 障害者支援施設や精神科病院からの地域移行を促進し地域で暮らし続けるための支援の充実
    - (ア) 地域生活への移行の促進【重点的取組】
    - (イ) 在宅や外出時を支える介助や見守り等の支援の充実
    - (ウ) 一人暮らしの障害のある人等を支える支援の充実
    - (エ) 日常生活を支える日中活動サービス等を行う事業所等の整備促進
    - (オ) 24時間対応型在宅サービスの提供
    - (カ) 地域生活支援拠点等の整備【重点的取組】
    - (キ) 福祉用具の普及と補装具の適切な支給
    - (ク) 移動支援の推進
    - (ケ) 滋賀県社会福祉協議会との相互連携による福祉サービスの向上
    - (コ) 社会福祉法人の公益的な取組の推進
  - ③ 地域生活を支える相談支援体制の充実
    - (ア) 身近な地域での包括的・重層的な相談支援体制の整備推進
    - (イ) 民生委員活動の推進
    - (ウ) ケアマネジメント体制の充実
    - (エ) 福祉圏域における総合的、専門的な相談支援体制の充実【重点的取組】
    - (オ) 地域移行を進めるための相談支援体制の充実
    - (カ) 相談支援専門員の養成および育成【重点的取組】
    - (キ) 滋賀県障害者自立支援協議会によるネットワークの強化と全県的課題の検討
  - ④ 新型コロナウイルス等感染症への対策について【重点的取組】
    - (ア) 障害福祉サービス事業者等における新型コロナウイルス等感染対策への支援
    - (イ) 障害のある人が新型コロナウイルス等の感染等により生活困難な状況になった場合の支援
    - (ウ) 新型コロナウイルス感染者や医療従事者等に対するこころのケア
  - ⑤ サービスの質の確保と向上に向けた取組
    - (ア) サービスの質の向上に向けた県・市町による取組
    - (イ) サービス提供体制の整備推進
    - (ウ) サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の養成および育成
    - (エ) 健康福祉サービス評価システムの推進
    - (オ) 社会福祉法人の情報公開の推進
    - (カ) 事業者の苦情解決体制の整備
    - (キ) 苦情解決における運営適正化委員会による助言・あっせん

- (2) 障害特性等に応じた支援の充実のために
  - ① 重度心身障害児者および医療的ケア児者への支援の充実
    - (ア) 地域の支援基盤の充実
    - (イ) 喀たん吸引等の研修実施による支援人材の養成・確保
    - (ウ) 障害特性に応じた相談支援体制の充実【重点的取組】
    - (エ) 協議の場の設置・運営
  - ② 行動障害のある人への支援の充実
    - (ア) 地域支援基盤の充実【重点的取組】
    - (イ) 支援人材の養成および育成【重点的取組】
    - (ウ) 障害特性に応じた相談支援の充実
  - ③ 発達障害のある人への支援の充実
    - (ア) ライフステージ（教育・進路・キャリア）を見通した支援
    - (イ) 分野を超えた関係機関の連携の強化
    - (ウ) 支援に関わる人材の育成
    - (エ) 家族への支援の充実【重点的取組】
    - (オ) 緩やかな集いの場の提供
    - (カ) 周囲の理解の促進
  - ④ 精神障害のある人への支援の充実（精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築）
    - (ア) 精神障害に対する正しい理解の促進
    - (イ) 医療、保健、福祉の連携による包括的な支援体制の充実
    - (ウ) 精神障害のある人が利用する障害福祉サービス等の確保
    - (エ) 相談支援体制の充実
    - (オ) 多様な精神疾患等に対応できる連携体制の構築
    - (カ) 支援人材の養成
    - (キ) 家族会、自助グループ等への支援およびピアサポーターの活用
  - ⑤ 高次脳機能障害のある人への支援の充実
    - (ア) 医療機関と地域支援機関の連携強化
    - (イ) アセスメント機能の充実
    - (ウ) 支援人材の養成
    - (エ) 福祉圏域における支援体制の充実
  - ⑥ 盲ろう者への支援の充実
    - (ア) 意思疎通支援の充実
    - (イ) 支援拠点の設置による総合的な支援の推進
  - ⑦ 高齢障害者への支援の充実
    - (ア) 障害分野と高齢分野の連携の促進
    - (イ) 共生型サービスの普及【重点的取組】

2. ともに暮らす

- ⑧ 難病患者への支援の充実
  - (ア) 在宅療養支援の充実
  - (イ) 相談支援体制の充実と居場所づくり
  - (ウ) 福祉施策の一層の推進
- ⑨ ひきこもり状態にある人への支援の充実
  - (ア) ひきこもり状態にある人への支援の必要性の理解
  - (イ) ひきこもり支援センターの強化【重点的取組】
  - (ウ) 公私協働による取組の推進
  - (エ) 教育との連携強化【重点的取組】
- ⑩ 矯正施設等を退所する人への支援の充実
  - (ア) 国・地方公共団体・民間協力者による「息の長い」支援
  - (イ) 地域生活定着支援センターによる支援

- (3) 保健・医療の推進のために
  - ① 障害の状況に応じた専門的な医療の提供と障害の特性に配慮された診療体制の充実
    - (ア) 周産期保健医療体制の充実
    - (イ) 歯科保健医療の充実
    - (ウ) 医療的ケア等を必要とする人への医療的支援の充実
      - 地域における小児在宅医療の連携体制の構築
      - 小児在宅支援を担う医療機関の拡充
      - 医療的ケア児と家族の交流の支援
    - (エ) 発達障害のある人への医療的支援の充実
    - (オ) 精神障害のある人に関する保健・医療サービスの充実（精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築）
      - 多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築
      - 統合失調症について
      - うつ病、躁うつ病について
      - 依存症（アルコール依存症・薬物依存症・ギャンブル等依存症等）【重点的取組】
      - 精神科救急
      - 身体合併症
      - 自殺対策
      - 医療観察法における対象者への医療
    - (カ) 高次脳機能障害のある人への医療的支援の充実
    - (キ) 難病患者への医療的支援の充実
      - 難病医療提供体制の充実
  - ② 医療費負担の軽減
    - (ア) 重度心身障害者の医療費負担の軽減
    - (イ) 精神障害のある人の医療費負担の軽減
  - ③ 地域リハビリテーション体制の充実
    - (ア) 県立リハビリテーションセンター業務の充実
      - 社会参加につなげるプログラム開発や医学的リハの充実
      - 地域包括ケアシステム構築と中核人材育成
      - ICT等の情報発信
      - リハビリテーション体制づくり
      - 県立リハビリテーションセンターの機能再構築
    - (イ) 地域リハビリテーションの推進による障害のある人への支援
      - 二次障害予防の推進
      - ライフステージに応じた適切な総合的リハビリテーションサービスの提供
      - 連携活動の強化とネットワークの構築
    - (ウ) 滋賀県リハビリテーション協議会による提供体制整備
    - (エ) 地域リハビリテーション提供体制の充実

- (4) 防災と防犯の推進のために
  - ① 防災体制の充実
    - (ア) 防災リテラシー（※）の向上促進
    - (イ) 災害時要配慮者の避難支援【重点的取組】
    - (ウ) 新型コロナウイルス等感染症の拡大防止や障害の状況、特性に配慮した福祉避難所の確保
    - (エ) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣
    - (オ) 水害・土砂災害対策の実施
  - ② 防犯体制の充実
    - (ア) 警察職員への講習等の実施
    - (イ) 被害防止対策の推進
  - (5) 障害福祉を支える人材の養成および育成・確保のために
    - ① サービスの提供に関わる従事者への研修を通じた実践者の育成
      - (ア) 相談支援専門員の養成および育成（再掲）【重点的取組】
      - (イ) サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の養成および育成（再掲）
      - (ウ) 行動障害のある人への支援人材の養成および育成（再掲）【重点的取組】
      - (エ) 障害者虐待を防止するための施設従事者や市町関係者の人材育成と資質向上（再掲）
    - ② 滋賀県介護・福祉人材センター等による人材の確保、育成、定着の一体的な推進
      - (ア) 多様な人材層の参入促進【重点的取組】
      - (イ) マッチング支援
      - (ウ) 職場定着支援および人材育成【重点的取組】
    - ③ リハビリテーション提供体制充実のための専門職員の確保・育成

3. ともに育ち・学ぶ

4. ともに働く

5. ともに活動する

- (1) 健やかな育ちのために
- ① 地域における発達支援体制の強化
    - (ア) 母子保健サービス等の充実
    - (イ) 保健医療従事者の資質向上
    - (ウ) 家族への支援の充実
    - (エ) 早期発見、早期支援の推進
    - (オ) 層層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センター等の設置
    - (カ) 障害のある子どもが利用する事業所等における発達支援の質の向上
    - (キ) 障害のある子どもの保育の推進
  - ② 重症心身障害児や医療的ケア児、難聴児に対する支援体制の強化
    - (ア) サービス提供体制の整備促進【重点的取組】
    - (イ) 市町等における関係機関の協議の場の設置およびコーディネート機能の確保【重点的取組】
    - (ウ) 小児保健医療センターによる総合療育の提供
    - (エ) 地域自立支援協議会等を活用した連携の推進
    - (オ) 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築
  - ③ ライフステージに応じた切れ目のない支援の強化
    - (ア) チーム支援体制の充実
    - (イ) 福祉等関係機関と教育機関との連携【重点的取組】
    - (ウ) 学齢後期から成人期における発達障害のある生徒・学生への支援の充実
  - ④ 障害児入所施設における家庭に近い暮らしと地域生活への移行支援の提供
    - (ア) 児童の状況に合わせた専門的ケアの提供
    - (イ) 地域移行に向けた取組の充実
    - (ウ) 施設設備の機能充実
- (2) 豊かな学びのために～インクルーシブ教育の推進～
- ※滋養のめざす特別支援教育ビジョン（実施プラン）からの抜粋に一部修正および追記したものの
  - ① 切れ目のない指導・支援【重点的取組】
    - (ア) 個別の指導計画・個別の教育支援計画の活用
  - ② 社会的・職業的自立の実現
    - (ア) 小中高の一貫したキャリア教育の実施
    - (イ) 小学校におけるキャリア教育の充実
    - (ウ) 中学校におけるキャリア教育の充実
    - (エ) 高等学校におけるキャリア教育と職業教育の充実
    - (オ) 特別支援学校におけるキャリア教育と職業教育の充実
  - ③ 障害のある子どもたちの学びの場における指導の充実
    - (ア) 各学びの場における共通事項
    - (イ) 幼稚園・保育所・認定こども園等
    - (ウ) 小学校
    - (エ) 中学校
    - (オ) 高等学校
    - (カ) 特別支援学校
  - ④ 教員の指導力や専門性の向上
    - (ア) 管理職のマネジメント力の強化と教職員対象研修の実施
    - (イ) 指導力の向上をめざした専門家との連携、学校間の連携の推進
    - (ウ) 特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室等の担当教員の専門性向上
    - (エ) 専門性向上に係る研修・研究の充実
  - ⑤ 教育環境の充実
    - (ア) 共に学ぶための新たな仕組みづくり
    - (イ) 小中学校における充実
    - (ウ) 高等学校における充実
    - (エ) 特別支援学校における充実
  - ⑥ 教育における連携（役割分担）の推進
    - (ア) 県と市町との連携
    - (イ) 家庭や地域、関係機関、企業等との連携
  - ⑦ 適切な就学相談の推進
    - (ア) 就学先の選択と相談
    - (イ) 総合教育センターの相談支援機能の推進
  - ⑧ 学校や地域における交流や学習の推進
    - (ア) 交流および共同学習の推進による理解促進
    - (イ) 学校における学習機会の設定
    - (ウ) 子どもの体験活動の機会と場の充実
    - (エ) 小中学生の福祉意識の醸成
- (3) 教育と福祉の一層の推進のために
- ① 教育と福祉の連携推進
    - (ア) 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所事業所等との関係構築の「場」の設置【重点的取組】
    - (イ) 学校の教職員等への障害のある子どもに係る福祉制度の周知について
    - (ウ) 学校と障害児通所支援事業所等の連携の強化について
    - (エ) 児童生徒の健全育成に係る連携について
  - ② 保護者支援の推進
    - (ア) 保護者支援のための相談窓口
    - (イ) 保護者支援のための情報提供推進
    - (ウ) 保護者同士の交流の場の促進
    - (エ) 専門家による保護者への相談支援

- (1) 企業で働く人や働きたい人への支援の充実のために
- ① 障害理解の促進と差別の解消
    - (ア) 企業で障害のある人が「働く」ことについての理解促進
    - (イ) 雇用分野における障害者差別の解消についての啓発
  - ② 雇用の場の確保および拡大
    - (ア) 雇用の場の確保【重点的取組】
    - (イ) 障害のある人が安心して働き続けられる多様な場における雇用の拡大
    - (ウ) 多様な分野における体験・実習・訓練の場の開拓および確保
  - ③ 就労移行支援と職場定着支援の充実
    - (ア) 就労支援を行う職員の意識および支援技術の向上【重点的取組】
    - (イ) 段階的な就労移行支援システム
    - (ウ) 福祉施設利用者などの一般就労への移行促進
    - (エ) 就労が定着するための支援【重点的取組】
    - (オ) 企業と障害福祉サービス事業者をつなげる支援
- (2) 福祉的就労の場における支援の充実のために
- ① 就労移行支援、就労継続支援等を行う施設の整備促進
    - (ア) 就労移行支援、就労継続支援事業所の確保
    - (イ) 重度障害者の就労継続支援A型での受け入れ促進
  - ② 就労収入の向上
    - (ア) 就労支援技術向上および事業経営ノウハウ獲得の支援【重点的取組】
    - (イ) 障害福祉就労施設等への発注促進【重点的取組】
  - ③ 多様な働き場の確保
    - (ア) 社会的事業所の運営支援
- (3) 障害特性に応じた就労支援のために
- ① 知的障害のある人の就労支援
    - (ア) 介護や保育の場における雇用の促進
  - ② 発達障害のある人に対する就労支援
    - (ア) 関係機関の連携による総合的支援
    - (イ) 発達障害の特性理解の周知
  - ③ 精神障害のある人への就労支援
    - (ア) 就労継続のための力の向上とマッチング
  - ④ 高次脳機能障害のある人に対する就労支援
    - (ア) 就労に向けた訓練の提供
    - (イ) 支援大使の充実
    - (ウ) コミュニケーションスキル向上の支援
  - ⑤ 難病患者に対する就労支援
    - (ア) 関係機関との連携による支援
- (4) 教育・福祉・労働の連携による切れ目のない支援の充実のために
- ① 働き・暮らし応援センターをはじめとする就労・生活支援ネットワークの充実
    - (ア) 地域における就労支援システムの充実【重点的取組】
    - (イ) 就労支援や雇用創出に向けたシステムづくり
  - ② 部局や分野を超えた連携の推進
    - (ア) 滋賀県障害者雇用対策本部での連携
    - (イ) 滋賀県障害者自立支援協議会における教育・福祉・労働の連携
  - ③ 働く障害者の健康管理
    - (ア) 二次障害の予防促進

- (1) 文化芸術やスポーツ活動を豊かにするために
- ① 障害のある人のスポーツの推進
    - (ア) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の開催【重点的取組】
    - (イ) 障害者スポーツ推進体制の整備
    - (ウ) 参加機会の拡大
    - (エ) スポーツ施設のバリアフリー化促進（再掲）
    - (オ) スポーツ大会の実施・選手の発掘および育成
    - (カ) 競技性の高い障害者スポーツ大会の参加選手への支援
  - ② 障害のある人の文化・芸術活動の推進
    - (ア) 芸術鑑賞等のアクセシビリティの充実（再掲）
    - (イ) 造形活動への参加促進と発表機会の充実【重点的取組】
    - (ウ) 造形活動を支える仕組みづくり
    - (エ) 表現活動の場の拡大、発信
    - (オ) アール・ブリュットの振興
    - (カ) 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした文化芸術活動による国際交流の推進
  - ③ 障害のある人の読書活動の推進
    - (ア) 読書におけるバリアフリーの推進【重点的取組】
    - (イ) 障害がある人の図書館利用におけるサービス
    - (ウ) 視覚障害のある人に対する情報提供支援（再掲）
- (2) 余暇活動や社会参加を豊かにするために
- ① 地域における余暇活動の機会の充実
  - ② 社会参加の促進
    - (ア) 障害者社会参加推進センターによる事業推進
    - (イ) 地域における社会参加の促進
    - (ウ) 身体障害者補助犬の普及啓発
    - (エ) 交番等での障害のある人に配慮した相談環境の整備
    - (オ) 県民の生涯学習の環境整備
- (3) 本人活動や地域における交流活動を豊かにするために
- ① 障害のある人の本人活動や交流への支援
    - (ア) 本人活動の支援【重点的取組】
    - (イ) 地域における交流の促進
    - (ウ) ボランティア活動の促進
    - (エ) 精神保健福祉ボランティアの活動支援
    - (オ) 県民の社会貢献活動の環境整備